

○無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物

(平成十八年七月二十六日)

(環境省告示第九十八号)

改正 平成一八年 七月二七日環境省告示第一〇〇号

同 二一年十一月一〇日同 第 六八号

同 二四年 八月一〇日同 第一二〇号

同 二九年 六月一三日同 第 五八号

同 令和元年十二月二十日同 第三十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第六条の二十四の二及び第十二条の十二の十四の規定に基づき、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物を次のように定め、平成十八年八月九日から適用する。

無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第六条の二十四の二の環境大臣が定める一般廃棄物は、石綿含有一般廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)第三条第一号ホに規定する石綿含有一般廃棄物をいう。)とする。
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の十二の十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。
 - 一 廃ポリ塩化ビフェニル等(令第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。)のうち、次に掲げるもの
 - イ 電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの(以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。)が廃棄物となったもの
 - ロ ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(イに掲げるものを除く。)
 - 二 ポリ塩化ビフェニル汚染物(令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。)のうち、次に掲げるもの
 - イ 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
 - ロ 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維く

五 石綿含有産業廃棄物(令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいう。)

改正文 (平成一八年七月二七日環境省告示第一〇〇号) 抄
平成十八年十月一日から適用する。

改正文 (平成二一年一一月一〇日環境省告示第六八号) 抄
平成二十一年十一月二十四日から適用する。

改正文 (平成二四年八月一〇日環境省告示第一二〇号) 抄
公布の日から適用する。

改正文 (平成二九年六月一三日環境省告示第五八号) 抄
公布の日から適用する。

改正文 (令和元年十二月二十日環境省告示第三十六号) 抄
公布の日から適用する。